



まつなが たかお
松永 孝男
(育成)

学校における「生活の決まり」について

問 「生活の決まり」について、子どもたちがその意味や必要性を理解するような話合いの場はあるのか。

教育長 学級活動や道徳の時間等を利用して、発達段階に応じて必要なときに必要な事項について子ども同士が話し合う場を設けている。

問 髪型のツーブロックが禁止の理由は何か。

教育長 学校の決まりとしては、中学生らしいものであること、周囲や進学への影響を考えながら判断することとなっている。中学生らしいものであるということが、良いか悪いかについては保護者に判断を委ねている。

意見 学校は子どもたちが社会の中でよりよく生きていけるようにするためにある。子どもたちには、自ら考え判断し、自ら決定し行動するよう

な自立する力を身につけさせて欲しい。

令和5年度予算編成方針について

問 コロナ禍の厳しい状況の中でも将来への投資は大切だと思うが、(仮称)富士宮市立郷土史博物館が来年度予算に反映されないことについて市長の考えを伺う。

市長 (仮称)富士宮市立郷土史博物館は必要だと考えている。昨年基本構想を策定し、今年度は市民の理解を得るために説明会を行ってきたが、十分な理解が得られていない。市民の皆様に博物館の重要性を伝える活動を行い、次のステップに進むタイミングを判断する。

問 富士宮市の良さ、文化、歴史などをしっかりと子どもたちに伝えていく、そういう施設として前に進めていただきたい。

市長 次の人に造ってもらおうとは思っていない。朝霧高原や富士山の自然と親しむ人間らしい生活を得ていくには、富士宮市は大きな将来性があると思う。市全体を眺めながら、広い視野に立ってまちづくりをしていきたい。



もちづき よしまさ
望月 芳将
(無会派)

子どもの権利条例制定について

問 子どもの権利条例制定に向けての考えはあるか。

部長 従来から児童憲章の精神を尊重しており、令和2年度から6年度を計画期間とする第2期富士宮市子ども・子育て支援事業計画を推進していることから、現在のところ制定する考えはない。

問 児童憲章を重んじていると言うが、憲章と法令である条例との違いをどう捉えているか。

部長 国においては、こども基本法が令和4年6月に制定された。これから国の基本的な施策が決定され、当市の計画に反映していく。

市長 富士宮市は、条例がなくともしっかりとやってきたので条例をつくる必要はない。

意見 私は、市の考え方を普遍的にする必要が

あると思う。

村山浅間神社の整備状況について

問 整備の状況が遅れているが、その要因と進捗状況について。

部長 長期的に発掘調査をしているが、龍頭池の位置が確認できず、そこから水垢離場への導水施設の位置も特定されていない。今後はドローンを飛ばしての三次元調査を実施し特定したい。この調査でも特定できなかった場合は、史跡富士山検討委員会の委員と相談して、その価値を伝えられるような整備を行いたい。

城山公園の駐車場確保について

問 城山公園の駐車場の増設や児童館北の駐車場を使用できないか。

部長 平成23年度に35区画の駐車場の整備を行った。その後、道路の拡幅で5区画減少したが常時満車とはなっていない。よって増設の予定はない。野球の試合やイベント開催時には周辺公共施設の駐車場を併用して、借用し対応していきたい。